

京都市上下水道局告示第70号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収事務の一部を委託している者の名称が令和6年4月1日付けで変更となるため、その旨を告示します。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 委託の相手

(変更前) 株式会社エコシティサービス

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205号室

(変更後) 株式会社アウトソーシングトータルサポート

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205号室

2 その他

1以外の内容については、令和4年4月1日付け京都市上下水道局告示第2号のとおりとする。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)